

令和3年11月30日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めることである。

第2 事案の概要

本件は、請求人が、厚生労働大臣に遺族厚生年金の裁定を請求したところ、請求人は、受給権者の死亡当時、生計維持関係があった遺族とは認められないとして、遺族厚生年金を支給しないとする処分がされたことを不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、老齢厚生年金の受給権者であった亡A(以下「A」という。)が令和〇年〇月〇日に死亡したので、同年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、Aの妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「請求者はAの死亡当時、厚生年金保険法第59条に定める生計維持関係があった遺族とは認められないため。」として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合、死亡した者(以下「適格死亡者」という。)の配偶者で、当該死亡の当時適格死亡者によって生計を維持したのものには、遺族厚生年金が支給される。そして、適格死亡者によって生計を維持した配偶者とは、適格死亡者と生計を同じくしていた配偶者で、年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第58条第1項第4号、第59条第1項及び第4項、厚生年金保険法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。))。

また、上記の「配偶者」には、厚年法第3条第2項において、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者(以下「事実婚関係にある者」という。)を含むとされている。

- 2 本件の場合、Aが、その死亡の当時適格死亡者であったこと、Aの死亡時点において、Aの戸籍上の妻はいなかったことが認められ、この点について当事者間に争いはないから、本件の問題点は、請求人がAの死亡当時、同人によって生計を維持した配偶者(事実婚関係にある者)と認めることができるかどうかということである。

第2 当審査会の判断

- 1 本件記録によれば、次の事実を認定することができる。
 - (1) Aは、昭和〇年〇月〇日出生し、請求人と平成〇年〇月〇日に婚姻し、Aと請求人とは、令和〇年〇月〇日に離婚した。Aは、令和〇年〇月〇日に死亡し、同日、家屋管理人がその死亡を届け出た。
 - (2) Aに係る情報照会結果票(世帯全員住民票情報)(提供:〇〇市)上、Aは、平成〇年〇月〇日に〇〇市〇〇区

〇〇町〇-〇-〇-〇に住居を定め、死亡時まで住所を変更していない。

- (3) 住民票上、請求人は、令和〇年〇月〇日に〇〇市〇〇区の住民となり、同年〇月〇日に同区〇〇 〇-〇-〇より同区〇〇 〇-〇-〇-〇 〇〇〇〇に転居し、Aの死亡時まで住所を変更していない。

- (4) 死亡診断書には、以下のとおり記載されている。

氏名：A

死亡したとき：令和〇年〇月〇日 午前〇時〇分

死亡したところ：〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇

施設の名称：a病院

死亡の原因：直接死因：胃静脈瘤破裂

- (5) 請求人に係る情報照会結果票（提供：〇〇市）によれば、令和〇年度の公的年金収入が〇〇万〇〇〇〇円、合計所得金額は0円とされている。

- (6) 請求人が作成し、〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇-〇在住のBが証明する「事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書」（証明日：令和〇年〇月〇日付け。以下「請求人申立書」という。）には、以下のとおり記載されている。

① 別世帯になっていた理由（注：記載なし）

② 同居についての申立（別居していたことの理由）

DV被害や言葉の暴力にあっていて離婚をする事になりました。主人がアルコール依存やDVがなければ私は同居していて離婚もしなくて暮らしていたはずです。

主人は昔かしから色々とありましたが、1年ほど前からアルコール依存とDV・セクハラがひどくなり病院に何度も相談したりしましたが主人は入院は絶対にはやだとききました。誰かが家の中に入って来たり自分を殺しにくるとか光線を入れたり部屋の中に虫がいる お前を殺すとかいいだしました 警察と相

談して家を出たほうがいいとの事でました 電話番号や住所を変え用事がある時は〇〇区警察担当者同席の元でしました。離婚をする事になりその時も〇〇区警察担当者同席してもらいました。

- ③ 経済的援助についての申立

㊦ 経済的援助の有無（注：記載なし）

① その回数（注：記載なし）

㊧ 経済的援助の内容

DVのために金銭を受けとることは不可能です DVがなければ、同居し夫の年金で生活を維持できるはずだった

- ④ 定期的な音信・訪問についての申立

㊦ 音信の手段（注：記載なし）

① 訪問回数（注：記載なし）

㊧ 音信・訪問の内容

DV被害にあっていたので会うことが出来ませんでした 主人の方から、用件がある時は〇〇区警察担当者に言って私の所に連絡があり私が非通知で電話しました

- (7) 請求人に係る「配偶者からの暴力相談等対応票」と題する書面（受理日：令和〇年〇月〇日、取扱者：〇〇警察署）には、相談等の内容が以下のとおり記載されている。

ア 種別：相談

イ 被害歴：23年前から

ウ 被害頻度：数年に1回

エ 被害状況

① 過去において最もひどかった身体に対する暴力被害

被害時期：平成〇年ころ

被害場所：被害者の住所

どのように身体に対する暴力を受けたのか：被害者は「私が会社の同僚と遊びに行つて帰った時に、加害者から『帰ってくるのが遅い』と言われ、殴られたり、ビンタされたり、蹴られたりした。」と申し立てた。

医師の診断の有無：なし

警察官：非臨場

- ② 過去において最もひどかった脅迫被害

被害時期：平成○年○月○日

被害場所：被害者の住所

どのように生命等に対する脅迫を受けたのか：被害者は、「加害者から、何故か殺すと脅された。」と申し立てた。

警察官：非臨場

- ③ 直近の被害状況

被害時期：平成○年○月○日

被害場所：被害者の住所

被害状況：被害者は、「飲酒した加害者から、何故かビンタされました。」と申し立てた。

医師の診断の有無：なし

警察官：非臨場

オ 被害者の要望

加害者に対する指導・警告

- 2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 認定基準上、戸籍上の夫婦でない者が、事実婚関係にある者と認められるためには、① 当事者間に婚姻共同体を形成し、維持しようとする合意があること、② 社会通念上婚姻共同体としての生活と認められる事実があること、の二要件が具備されていなければならぬとされている。

前記1の事実関係及び本件記録によれば、請求人は、平成○年頃から始まったAによるDV（配偶者からの暴力）被害や言葉の暴力等に耐え兼ね、令和○年○月に約5年間の婚姻期間でAと離婚し、別居したものであり、その後、Aが死亡するまで約9か月が経過したことが認められ、請求人申立書において、請求人が、AのDVのため、Aから経済的援助を受けられなかったことや兩人に定期的な音信及び訪問がなかったこと、Aから連絡が必要な時は警察を通して請求人に連絡があったことなどに照らしても、離婚後、Aと

請求人との間に社会通念上婚姻共同体としての生活があったと認めることはできない。

請求人は、Aと30年連れ添って生活してきた旨主張するが、その事実を認めるに足りる資料はないし、離婚の原因がAの暴力によるものであるとしても、離婚が有効である以上、婚姻関係は認められない。

- (2) 以上によれば、請求人は、Aの死亡の当時、同人と婚姻関係がなく、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者と認めることもできないから、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。